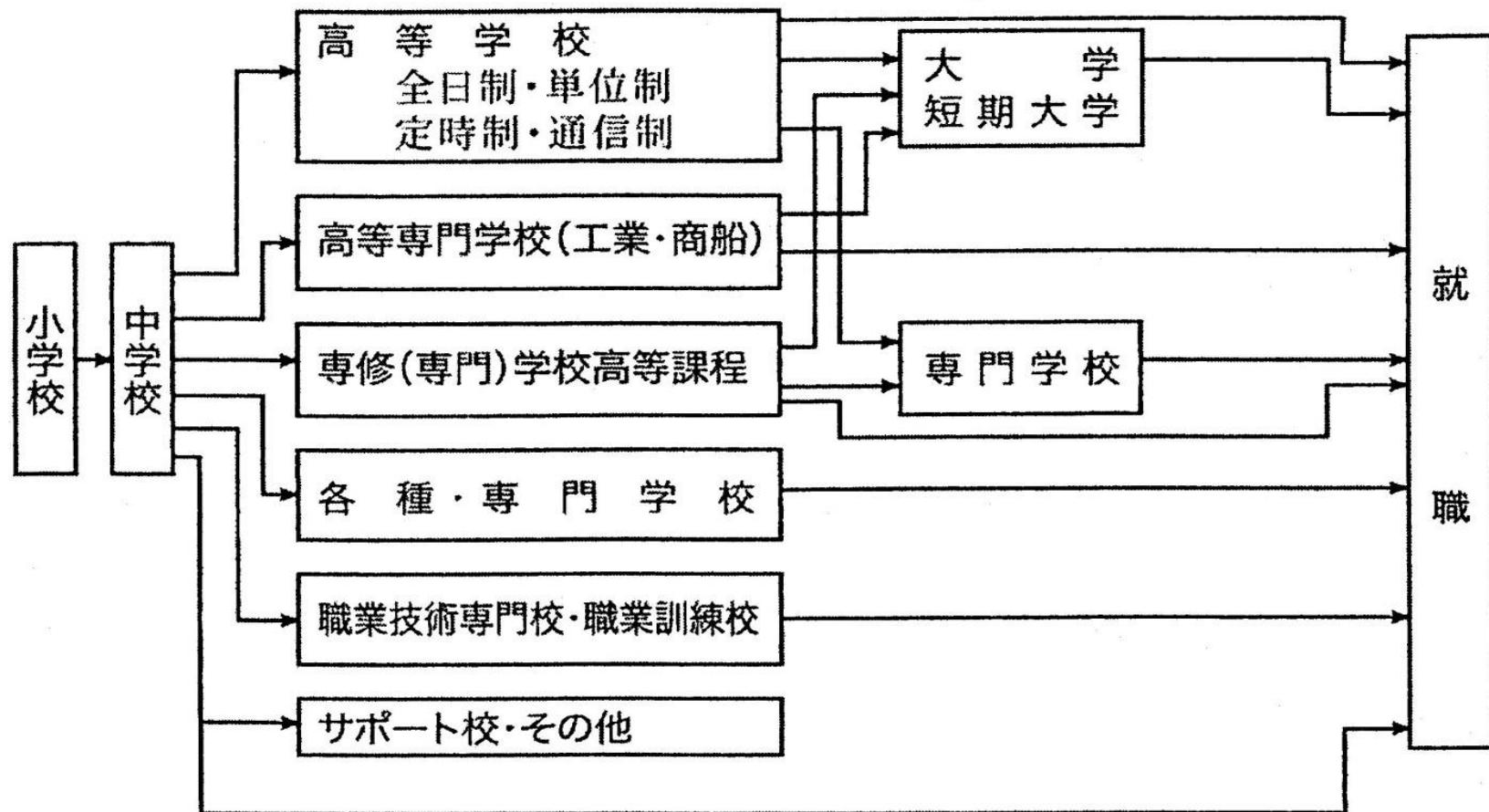


進路保護者説明会

平成29年5月27日
大阪市立住吉中学校

卒業後の進路



進学希望者のスケジュール

11月 懇談 → 志望校の絞り込み・専併の検討

12月 懇談 → 私立志望校・専併の決定 → 願書の入手
公立特別選抜・高専志望校の決定
公立一般選抜の志望校も検討

1月 府大高専[推薦]出願・入試
私立高校出願(26日予定)

2月 私立高校入試(10、11日)・合格発表(12日～)
公立特別選抜出願(14、15日)・入試(20、21日)
発表(2月28日)
懇談 → 公立一般選抜志望校の決定

3月 公立一般選抜出願(2、5、6日)・入試(12日)
合格発表(20日)

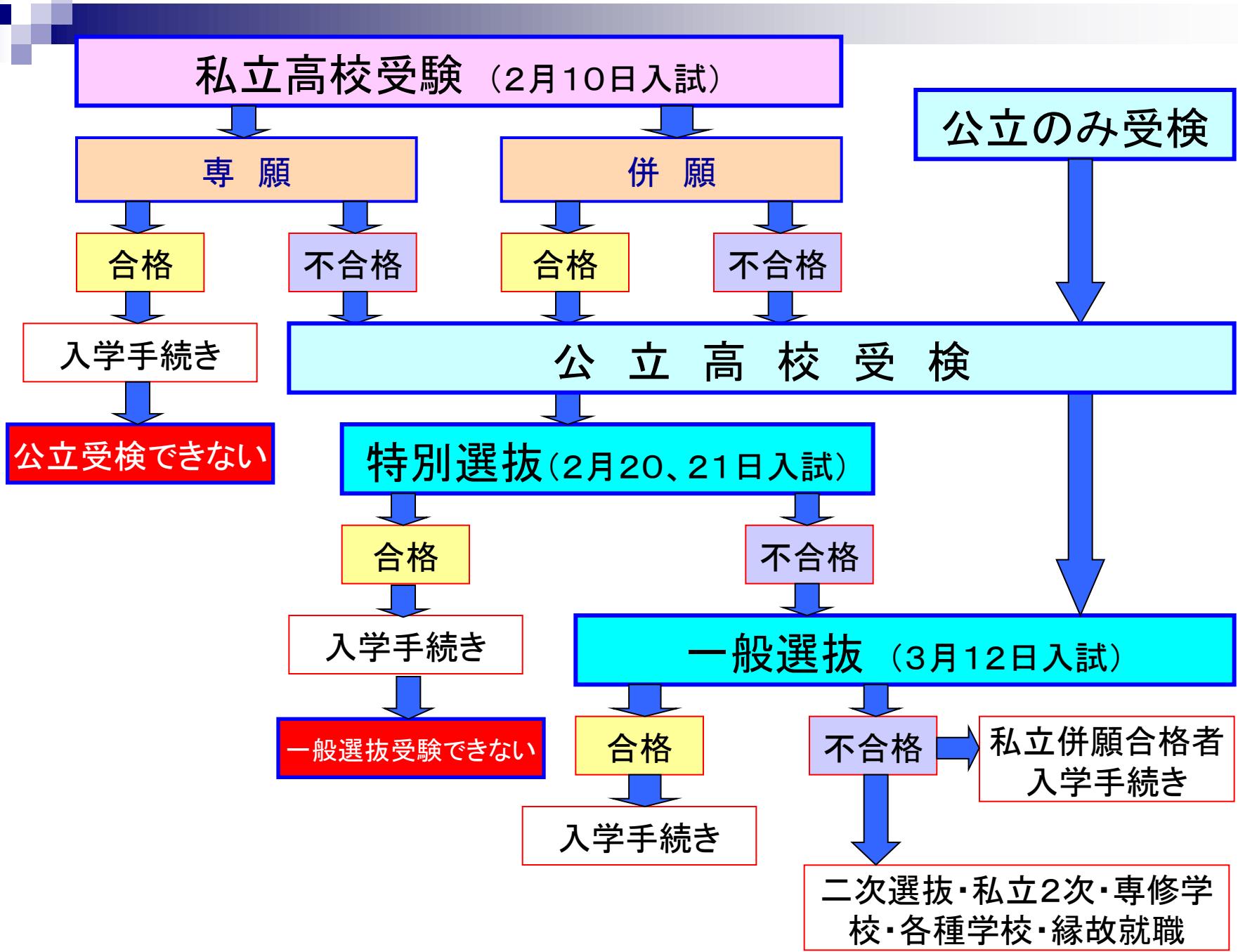
私立高校の受験方法

専願

- 合格すれば必ず入学すると約束して受験すること
- そのため、ほとんどの私立高校では、合格点を低くするなどして専願者を優遇する
- 専願で合格すれば、公立高校や他の私立高校を受験することはできない

併願

- 私立・公立の両方を受験すること
- 私立の合否にかかわらず公立を受験できる
- 併願で合格しても、公立に合格すれば必ず公立に入学する
- ほとんどの私立高校では公立の発表後に手続き



大阪府教育委員会

大阪府教育委員会は、平成28年度入学者選抜から、調査書(内申書)に記載する評定(内申点)を集団に準拠した評価(相対評価)から目標に準拠した評価(いわゆる絶対評価)に変更するとの方針を明らかにしている。

I 府教育委員会は、府内統一の絶対評価のルール(基準)を示します。

大阪府統一ルール(基準)

- 1 府教育委員会は、各中学校が調査書の評定を確定する際の基準として、府内の昨年度の中学校2年生(現3年生)が参加した 平成26年度チャレンジテストでの検証をもとに「府全体の評定平均」のみを定める
- 2 各中学校は、平成27年度全国学力・学習状況調査結果(以下、全国学力調査と言う。)の平均正答率を活用し、在籍する生徒 全体の学力状況に応じて「評定平均の目安」を算出し、その目安の±0.3のポイントの「評定平均の範囲」内で調査書の評定を 確定する

1「府全体の評定平均」の算出方法について

- ①チャレンジテストでの検証をもとに、昨年度の中學2年生（現3年生）の府全体の評定分布（表1）を作成
- ②表1より大阪府全体の「評定平均」を計算し、「3.36」と設定

表1

評定5	15%
評定4	27%
評定3	40%
評定2	15%
評定1	3%

府全体の評定平均=3.36

$$\text{※「府全体の評定平均」} = 5 \times 0.15 + 4 \times 0.27 + 3 \times 0.4 + 2 \times 0.15 + 1 \times 0.03$$

● 各学校が調査書に記載する第3学年の評定は、以下の方法で決定します。

- (1) 中学2年生の1月に実施したチャレンジテストの結果を使って、大阪府教育委員会が中学3年生の「府全体の評定平均」を求めます。
- (2) 各学校は、「府全体の評定平均」と中学3年生の6月に実施するチャレンジテスト(本テスト)の結果を活用し、自校の「評定平均の範囲」を求めます。
- (3) 各学校は、目標に準拠した評価(いわゆる絶対評価)5段階で各生徒の評定を定めます。その際、学校の評定平均が、(2)で求めた「評定平均の範囲」内にあることを確認します。

(例)「府全体の評定平均」が、3.36 であった場合

	X中学校	Y中学校	府全体
中3チャレンジテストの平均点	57.0 点	63.0 点	60.0 点
中3チャレンジテストの対府比[A]	0.95	1.05	1.00
評定平均の目安[B]（「府全体の評定平均」×[A]）	3.19	3.52	3.36
評定平均の範囲([B]-0.30～[B]+0.30)	2.89～3.49	3.22～3.82	—

・中学3年生で実施するチャレンジテスト(本テスト)の各学校の平均点と大阪府の平均点との比(対府比)を「府全体の評定平均」に乗じて得られる数値を各学校の「評定平均の目安」とします。

・「評定平均の目安」±0.30 を「評定平均の範囲」とします。

※事業の一部(調査問題の配達・回収、採点・集計等)は、大阪府教育委員会が民間機関に委託して実施します。

1. 各中学校における評定は、大阪府教育委員会の決定した府内統一基準に従って、学校ごとに定められる「評定平均の範囲」内で行うものとする。
2. 大阪市においては、中学校間での公平性を担保する府内統一基準に加え、生徒間でも公平性を担保する共通の評価尺度を備えた真の絶対評価を導入するため、第3学年の5教科（国語・数学・社会・理科・英語）について、全ての大阪市立中学校が参加するテスト（以下、「大阪市統一テスト」という。）を2学期に実施することとする。

大阪市統一テストの結果は、下記3の通り、個々の生徒の評定に活用するとともに、次の2つの目的にも活用するものとする。

- ① 生徒が自らの学力を把握し、目標を持ち、学力向上への意欲を高める。
- ② 学校が生徒一人ひとりの学力を的確に把握し、学習指導の改善及び進路指導に活用する。

3. 上記2の大阪市統一テストの結果、各教科ごとに、全市の得点分布において上位8%に入る生徒には、当該教科の評定として必ず評点「5」を与えるものとする。同様に、全市の得点分布において上位21%に入る生徒には、必ず評点「4」以上を与えるものとする。さらに、全市の得点分布において上位41%に入る生徒には、必ず評点「3」以上を与えるものとする。

4. 評定は、「知識・理解」「技能」及び「思考・判断・表現」等の学力を客観的に評定するものとし、「関心・意欲・態度」の評価は、別途、特筆すべき点を文章化して記載するものとする。

☆調査書

- ・目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）を平成28年度入学者選抜から導入する。

- ・評価対象学年を全学年とし、第3学年の評定を重く評価する。

◎H29年度選抜（現高1）：第3学年・第2学年の評定を活用

《3年：2年=3：1》

◎H30年度選抜以降（現中3）：全学年の評定を活用

《3年：2年：1年=3：1：1》

- ・記載項目は、「各教科の学習の記録」（評定）及び「活動/行動の記録」とする。
- ・学力検査の成績と調査書の評定の比率については、3：7～7：3の5つのパターンから高等学校が選択し、教育委員会に申請する。
- ・全9教科の評定を同等に扱う。

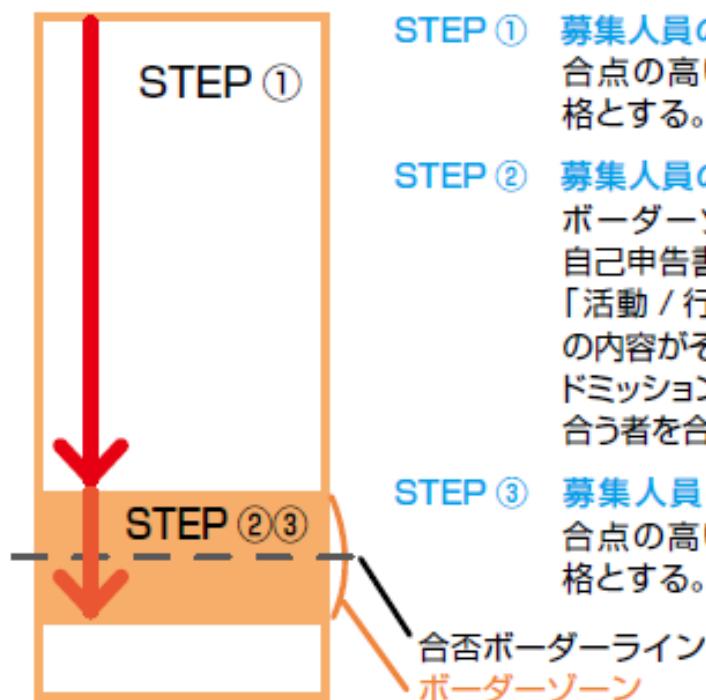
☆自己申告書

- ・受験生全員が出願時に提出する。
- ・毎年、府教育委員会がテーマを提示する。
- ・一般選抜（通信制の課程を除く。）及び実技検査を実施する特別選抜において、ボーダーゾーン内の選抜資料とする。
- ・面接を実施する特別選抜において、選抜資料及び面接の参考資料とする。
- ・一般選抜（通信制の課程）、二次選抜及びその他の入学者選抜においては、面接の参考資料とする。

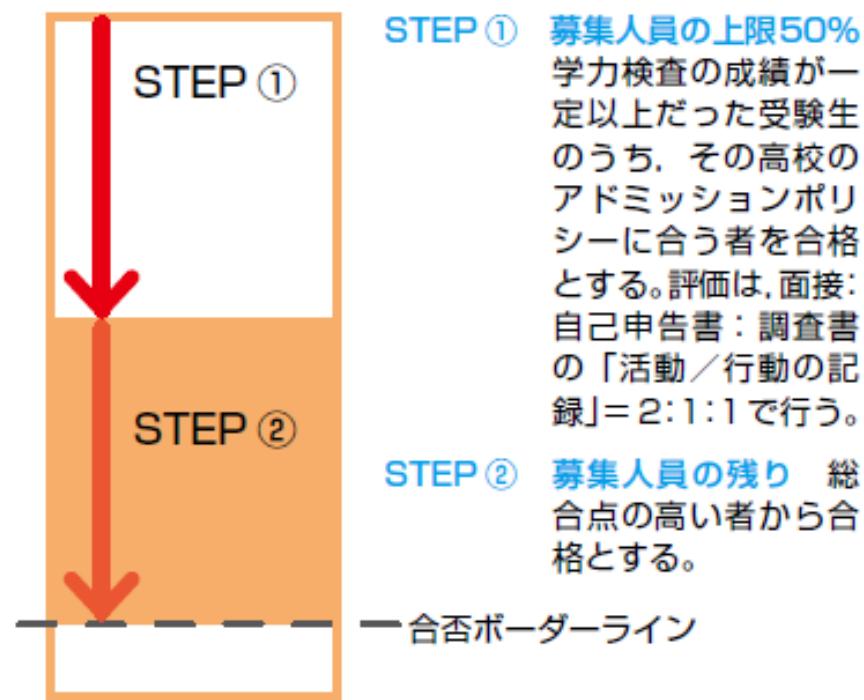
合格者の決定方法

「一般選抜」と「特別選抜」(実技検査を行う場合)では、「学力検査の成績」と「調査書の評定」を合算したものを総合点として、上位者から順に合格者が決定されます。なお、合否のボーダーラインの上下それぞれ10%（合わせて20%）にボーダーゾーンを設定し、「自己申告書」および「活動／行動の記録」の記載内容が、高校側のアドミッションポリシー（求める生徒像）に極めて合致する者を、総合点の順位に関わらず、優先的に合格させるとしています。

- 一般選抜（通信制の課程を除く）、
特別選抜（実技検査を行う場合）



- 特別選抜（面接を行う場合）



☆複数志望

募集人員を複数の学科等ごとに設定している学校では、原則として、同一の学力検査問題を使用することとし、同一校内の異なる学科等間の第1志望・第2志望等、複数志望を認める。

※複数志望がある高校の場合

- ①全ての受験者を、志望順位に関係なく、総合点の高い者から順に並べる。
- ②総合点の高い者から順に、第1志望の学科に振り分ける。
- ③②において募集人員の110%に当たる人数に先に達した学科について、複数志望のない選抜の方法で合格者を決定する。
- ④すでに合格となった者、③において選抜を行った学科のみを志望している者を除き、①～③の手順を繰り返して各学科の合格者を決定する。ただし、第1志望をすでに不合格となった者は、第2志望を第1志望として扱う。

進路選択の留意点

1. 目的をはっきりさせる

- ・高校入学はゴールではない
- ・高校卒業時にどうするのか

2. 未来を切り拓くのは、自分

3. 世間の評判より、自分の判断を大切に

4. 保護者・先生としっかり相談する